山口県告示第四百十二号

る。

づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示す

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基

山

○公安委規則

○企業管理規程

○選管告示

報

○告示

目

12月24日 (金曜日)

月九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和三年十二月二十四日から令和四年一

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基

公衆の縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

山口県知事

村 岡 嗣

政

令 和 3

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程………………………………………………………………五 解散等に係る政治団体の名称等…………… 県営美祢地区中山間地域総合整備事業(杉谷工区)換地計画書の縦覧(農村整備課) 瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 次

(環境政策課) ………

 \equiv

特定施設の種類

所在地 名

山陽小野田市大字西高泊一三五二番地の一一

称

西日本医療サービス株式会社

 \equiv

工場又は事業場の名称及び所在地

氏名又は名称

西日本医療サービス株式会社

山陽小野田市大字西高泊一三五二番地の一一

申請者の氏名又は名称及び住所

年

濯業の用に供する洗浄施設 特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、 次の表

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十七号の洗

几 変更しようとする事項の内容

のとおり変更を生ずる。

四

应 应

Щ

П

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。	同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百日	山口県告示第四百十三号		No. 排	11.	扌	.5 非 水	<u></u>). 1 排 水		排水		五排出水の活		封 力 夕 廷 加	に里面			種	
7二項の	第二項の 第二項の 第二項の		П				П			口		汚染状態の	, t	ī. Л		 јуц	類			
の規定は	二項の4	十三是		変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前		項目		影の値 発		処 理 後 		処理 前		項	
による同	規定に上十九年法	7						"	七	通	水素		値及び排出	変更後	変更前	変更後	変更前		目	
意があっ	第三項の規定による届出を審査した(昭和三十九年法律第百五十八号)			<u>七</u> 八 五			七	"	五	常最	(水素指数)	排	水の量	"	七.五五	"	九	通常	水 素イ,	
ったと認	を審査し			· · · 六 \ 八					八 五 · · · 六 \ 八			出		"	八 · ·	"		最	(水素指数)	汚
めた。	た結果、			五〇			五.	"	三〇	常	化学的酸素要求量	水			六~八	"	_	, ₃		水
	次条			六〇			六〇	"	三五	 大	mg/wg 求量			"	0		五〇	常最	化学的酸素要求量	等
	結果、次の区域及び区分に 第百八条第五項において準		'						<u></u>	通	浮	の		"	三五	"	1100	大	要求量	
	区分に							"	三	常最	遊物 mg 質	汚				"	八〇	通常	浮 遊	0
	つい する			五〇			五〇	"	五	大最	€量	染		"	Ξ	"	_	最	〜物 mg /g	汚
室津区域	区		令和三年十二月二十四日	1110			==0				動植物油脂類			"	五.		0	最	ℓ)量 (mg 動植	染
域域	域	<u>.</u>						"	Ξ	大通	類 窒		, <u>Ξ</u>	"	110	大	大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	状		
			十二月	<u></u>			<u></u>	"	五.	常最	mg	態				"	110	通	窒	
			十四	= 0			= 0	"	<u> </u>	大	ℓ 素	の		"	<i>五</i> .		0	常最	mg	能
	域		H					"	0	通				"	<u> </u>	"	==		ℓ * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	0
総				六			六		五.	常最	燐% mg	値		"	〇 · 五.	"	五	通常		値
総トン数十トン未満の漁船により、主として建網を使	X		Щ	八			八	"	_	大					Л.	,	11.	最	Mg mg mg mg	ller
		山								通	· 月 日	排出水の一日当たりの量		"		"	八	大通	<u>(</u>) 注	ĵ
		山口県知事		六			五.	二七四	二七五五	常	の 日 日 当			四五八・六	四六一・二	四五八・六	四六一・二	常	汚水等の一日当たりの量	
より、、		村								最	たりの言	2)) }						最	当たり	
王として建		岡嗣		六	ı		七	二九八	11100	大	n			五一七:二	五〇・五	五七:二	五二〇・五	大	の量 (m)	
網を使	分	政											-							

山口県告示第四百十四号

により、 土地収用法 次のとおり事業の認定をした。 (昭和二十六年法律第二百十九号。 以下「法」という。)第二十条の規定

令和三年十二月二十四日

山口県知事

村 岡

嗣 政

起業者の名称

事業の種類

起業地 光市防災指令拠点整備事業

光市中央六丁目地内 収用の部分

(___) 使用の部分

四 事業の認定をした理由

法第二十条第一号関係

口

号に掲げる施設に関するものである。 光市防災指令拠点整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第三条第三十一

法第二十条第二号関係

Щ

本件事業の起業者である光市は、一般会計により予算措置を講じていることか 本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

法第二十条第三号関係

ことである。 な防災指令拠点施設を整備することにより、 本件事業の施行により得られる利益は、あらゆる災害に的確に対応できる新た 市の防災拠点機能の強化が図られる

別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境 かし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のために特 設」という。)を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。し 本件事業の施行により失われる利益は、 本件事業に係る施設 (以下「本件施

に与える影響は軽微なものであると考えられる。

用して営む漁業

- について比較検討した上で選定されている。 本件事業の起業地は、本庁舎と近接した場所であること等を条件として、三案
- 用に寄与するものであると認められる。 以上のことから、本件事業の事業計画は、 土地及び建物の適正かつ合理的な利

法第二十条第四号関係

事業である。 することにより、 本件事業は、あらゆる災害に的確に対応できる新たな防災指令拠点施設を整備 市の防災指令拠点機能の強化を図るため早急に実施されるべき

ると認められる。 本件事業の起業地の範囲は、 本件施設の規模等に比して必要最小限のものであ

以上のことから、本件事業は、土地及び建物を収用し、又は使用する公益上の

必要があるものであると認められる。

光市総務部防災危機管理課 起業地を表示する図面の縦覧場所

五.



(二六六) 県営美祢地区中山間地域総合整備事業 (杉谷工区) 換地計画書の縦覧

します。 県営美祢地区中山間地域総合整備事業の施行に係る杉谷工区の換地計画を定めたので、 同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、 次のとおり縦覧に供

令和三年十二月二十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

縦覧に供する書類

県営美祢地区中山間地域総合整備事業 (杉谷工区) 換地計画書の写し

 \equiv

縦覧の期間

縦覧の場所 令和三年十二月二十七日から令和四年一月二十一日まで

三 山口県農林水産部農村整備課



暮らし満足度日本一の萩を 実現する会

中村剛太郎

•

萩市大字浜崎 新町/24

萩市大字土原 343の 6

29

첈 严

字部市五十目山町7番5号

| 字部市松山町| / 丁目//番//

山口県選挙管理委員会告示第九十八号

あった政治団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出が

令和三年十二月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰

治

藤道健二後接会

档本

久樂

. .

萩の未来ネットワーク

藤道

鱼

萩市大字浜崎 新町/24

萩市大字土原 343の 6

29

清水ゆうき後援会

清水

信夫

光市浅江 / -目/5番3/号

光市島田5-目9番3/号

12

" "		1998/ 井平中口口	椙山 智昭	椙山 俊哉	相山としや後援 会
令和3、//		阿武郡阿武町大字奈古 2640の47	上村一仁	上村 萌那	上村もな後援会
備 (届出) 年月日)	その他の事項	主たる事務所の所在地	会計責任 者の氏名	代表者の 氏 名	政治団体の名が

山口県選挙管理委員会告示第百号

があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一 項の規定による届出

令和三年十二月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰 治

三輪徹後接会	伊藤敬久後接会	自由民主党山口県第三 選挙区支部	政治団体の名称
沿 田登	伊藤 敬久	河村 建夫	代表者の 氏 名
藤井陽一郎	伊藤佐登子	河村 建一	会計責任 者の氏名
長門市仙崎/702の 2	阿武郡阿武町大字宇田902	宇部市昭和町4丁目//番66号	主たる事務所の所在地
"//, 3	<i>"</i> /0、28	令和3、 //、9	解 年月日

令和三年十二月二十四日

あった政治団体の異動事項は、

山

 \Box

政治資金規正法

(昭和二十三年法律第百九十四号)

第七条第一項の規定による届出が

次のとおりである。

山口県選挙管理委員会告示第九十九号

山口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰

治

 1 ДН О	7-12	刀 2年	1 32	唯口	
大石あやめ後援会		伊藤和貴後援会	磯部登志恵の会	政治団体の名称	
金子		山本 伸雄	山下	天 名	代表者
※			和恵	の名	
代表者会計責任者			会計責任者	異動事項	
古松 勝彦	金子 柒作	山口市吉敷下 東2丁目9番 ///号	二十八昭子	新	異 動
藤本 謙吾	佐々木明美	山口市中河原 町4番5号	福原 尚子	III	内容
//. 8		<i>"\0, 3\</i>	令和3、 //、8	(年月日)	編業機

山口県選挙管理委員会告示第百一号

があった資金管理団体の異動事項は、 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定による届出 次のとおりである。

令和三年十二月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰 治

(定期)

藤道 健二	別舗日半項の異動の届出をした者の氏名	金管理団			
萩の未来ネットワーク	資金管理団体の名称				
₩	埋				
務	動事				
炬	屈				
萩市大字浜崎 新町/24	捲	異 動			
萩市大字土原 343の 6	内田谷				
令和3)//、29	(異月動)				

山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

山口県公安委員

会

山口県公安委員会規則第六号

報

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

に改正する。 山口県道路交通規則(昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号)の一部を次のよう

第二条第二項の表中「又は第五項」を「又は第四項」に改める。

する。 を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「正副二部」を削り、同項を同条第四項とを削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「正副二部」を削り、同条中第三項第十四条第一項中「正副二部」を削り、同条第二項中「二部」を削り、同条中第三項

別記第十一号様式を次のように改める。別記第五号様式の五中「2.5セソチメーァア」を「2.4セソチメーァア」に改める。

山

口

第11号様式 削除

別記第十一号様式の二を削る。

附則

この規則は、令和四年一月四日から施行する。



山口県企業管理規程第五号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

山口県公営企業管理者 正 司 尚 義

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

こ文正しつ。山口県企業局職員就業規程(昭和四十年山口県企業管理規程第五号)の一部を次のよい口県企業局職員就業規程(昭和四十年山口県企業管理規程第五号)の一部を次のよ

第十条第四号の次に次の一号を加える。うに改正する。

治療に係るものである場合にあつては、十日)の範囲内の期間 る場合 一の年において六日(当該通院等が体外受精その他の管理者が定める不妊四の二 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められ

第十条中第十八号を削り、第十九号を第十八号とする。

附則

この管理規程は、令和四年一月一日から施行する。

令和三年十二月二十四日発行

発発 行行 人所

山口県知事山口県原